

意見書案第1号

非核三原則の堅持を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『非核三原則の堅持を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

京田辺市議会

議長 久保 典彦 様

提出者	京田辺市議会議員	向川 弘
	〃	田原 延行
	〃	菊川 和滋
	〃	青木 綱次郎
	〃	上田 毅
	〃	吉高 裕佳子

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする日本の平和主義の根幹をなす重要な理念であり、国会決議により国是として位置づけられ、被爆国としての歴史や国際社会での信頼維持を背景に堅持されてきた。

80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、世界で唯一の戦争被爆国としての役割を果たしながら、現実的な外交・安全保障の調整を進め、平和外交を具体的に進めていくことは、我が国の使命である。

京田辺市も平成23年3月20日に京田辺市非核平和都市宣言を行い「非核三原則を守り、非暴力と対話で、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続けなければなりません」としている。

しかし、近年では、国際情勢の緊張化をはじめ、世界の安全保障環境は不透明さを増している。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う国民の思いをしっかりと受け止め、引き続き非核三原則を堅持されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣